

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

掛川市長 久保田 崇

市町村名 (市町村コード)	掛川市 (22213)
地域名 (地域内農業集落名)	東山口・西山口地区 (宮村、海老名、影森、塩井川原、寺ヶ谷、伊達方、新田、本所、原子、木割、 千羽、山鼻、牛頭、池下、満水、藺ヶ谷、安養寺、宮脇、成滝、葛川)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 8 年 7 月 15 日 (第 5 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区は、逆川流域の平野とそれに接する丘陵地で、水田と樹園地が広がっており、「茶専用」「茶＋水稻」「茶＋野菜」を主な営農類型として営まれている。茶畑、水稻ともに計画的に基盤整備を実施しているが、パイプライン化等の更なる整備も期待されている。西山口地区は用途地域にも含まれており都市化の傾向も見られる。また、高齢化による担い手不足も見受けられる。

【地域の基礎的データ】

農業者:92人(うち法人1経営体)

主な作物:水稻、茶、野菜、柑橘、イチゴ

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の特産物である茶を中心に複合栽培として野菜類、レモン等を検討。
また、茶の有機農業の拡大を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	251 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	251 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地区域を、農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。
保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組が計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、担い手を中心に農用地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を検討していく。また、畑地の需要が多いため、水田や茶園、耕作放棄地等の畑地化を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
効率化が期待できる作業は委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☒	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

②地域の特産物である茶の有機農業の拡大に取り組む。
⑧台風等の災害及びそれに伴う停電等に対応するため、園芸施設の強靱化や無停電電源装置の設置などに取り組む。